

介護老人福祉施設等運営費貸付要綱

平成12年3月31日市長決裁

11川健高第323号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条又は第8条の2各項に規定する介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「施設」という。）、並びに原則として、施設に併設する短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、小規模多機能型通所介護、介護予防小規模多機能型通所介護、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「介護老人福祉施設等」という。）の事業を実施する社会福祉法人（以下「法人」という。）に対して、介護老人福祉施設等の運営の適正化及び健全化を図り、入所者等の処遇の確保に資することを目的とし、予算の範囲内において運営費を貸付けること（以下「貸付金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(貸付の対象)

第2条 貸付金の貸付対象は法人が実施する事業で、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 川崎市が設置した介護老人福祉施設等を運営する事業。
- (2) 川崎市内で法人が介護老人福祉施設等を新設し運営する事業。
- (3) その他市長が特に認めた事業。

(貸付限度額及び利子)

第3条 前条に該当する事業に対する貸付金は、別表1及び2に規定する貸付限度額の範囲内とする。

2 前項に規定する貸付金は無利子で貸付けを行う。

3 別表1及び2の規定により、貸付金を算出した場合において、その額に千円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(貸付期間等)

第4条 貸付金の貸付期間等は、次のとおりとする。

(1) 第2条に該当する事業で、平成21年3月31日以前に貸付けを行ったことのある事業については、法人は、貸付期間が貸付けを実施したときから貸付けを実施した年度内とする貸付け（以下「単独型短期貸付」という。）を利用することができる。

また、年度内における単独型短期貸付は1回のみとし、翌年度以降についても、単独型短期貸付を再度利用することができるものとする。

(2) 第2条に該当する事業で、平成21年4月1日以降に初めて貸付けを行う場合の事業については、法人は、貸付期間が貸付日を起算日として10年以内とする貸付け（以

下「長期貸付」とする。)を利用することができる。

また、長期貸付の利用は1回のみとし、償還方法については、貸付日を起算日として6年目から10年目における5年間の均等年賦償還を原則とする。

(3) 第2条に該当する事業で、長期貸付を利用する場合は、貸付期間を、貸付けを実施したときから貸付けを実施した年度内とする貸付けを併せて利用できるものとする(以下「併用型短期貸付」という。)。また、年度内における併用型短期貸付は1回のみとし、長期貸付の貸付期間が終了するまで、併用型短期貸付を再度利用することができる。

(担保)

第5条 貸付金は無担保で貸付けを行う。ただし、長期貸付を受けようとする場合は、物上担保を必要とする。

2 前項における物上担保は、第1位順位の抵当権を原則とする。ただし、独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)福祉貸付資金又は金融機関からの貸付けを受けている場合には、機構又は金融機関の物上担保を優先するものとする。

(連帯保証人)

第6条 法人が長期貸付を受けようとする場合は、法人代表者を含め、2人以上の連帯保証人を必要とする。

2 前項の連帯保証人は、貸付金について償還能力を有する者とする。

(交付申請)

第7条 貸付金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、介護老人福祉施設等貸付金申請書(第1号様式、以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 理由書

(2) 貸付を受ける事業の計画書及び収支予算書

(3) 財産目録及び貸借対照表

(4) 貸付金の算定資料

2 長期貸付の申請者は、前項各号に掲げる書類のほか、担保提供承諾書(第2号様式)及び連帯保証人承諾書(第3号様式)を市長に提出するものとする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに貸付金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、貸付金の交付の可否を決定したときは、貸付金交付決定通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

(契約書の提出)

第9条 前条により、貸付金の交付決定を受けた者は、介護老人福祉施設等貸付金貸付契約書を市長に提出しなければならない。

(交付)

第10条 市長は、貸付金の交付について所定の手続きが完了したときは、遅滞なく申請者に貸付金を交付するものとする。

(契約の取り消し)

第11条 市長は、貸付金の交付を受けた者（以下「貸付金受領者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した額の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 第12条に規定する交付条件に違反したとき。
- (2) 不正な手段をもって貸付金の交付を受けたとき。
- (3) 正当な理由なくして貸付金の償還を怠ったとき。
- (4) 前各号のほか、本要綱の条項に違反し、又は市長の指示に従わなかったとき。

(交付条件)

第12条 貸付金交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付金は第2条に該当する事業の経費に使用し、他の経費に流用しないこと。
- (2) 貸付金の使途は明確にするとともに、必要に応じて川崎市の監査を受けるものとする。

(償還方法)

第13条 貸付金受領者は、第4条各号に規定する貸付期間の満了日までに、川崎市が指定する方法により、川崎市金銭会計規則（昭和39年第31号）に規定する指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関において支払うものとする。

(繰上償還)

第14条 貸付金受領者は、第4条各号の規定にかかわらず、市長の承諾を得て、貸付期間の満了日前に貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

(償還金の支払猶予)

第15条 市長は、貸付金受領者が、災害、その他やむを得ない理由により、貸付期間の満了日までに貸付金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、貸付金の支払いを猶予させることができる。

(実績報告)

第16条 法人は、介護老人福祉施設等運営費貸付金実績報告書（第5号様式）に次の書類を添えて、事業完了の日から起算して60日を経過した日までに貸付金の実績報告を行わなければならない。

- (1) 事業報告書及び収支決算書
- (2) 財産目録及び貸借対照表
- (3) 運営費貸付金の支出内訳資料

2 前項に規定する事業完了の日とは、貸付金の償還日とする。

3 第1項の規定にかかわらず、長期貸付又は併用型短期貸付を受ける場合にあっては、第1項各号に規定する書類を添えて、市長の指示により、実績報告を行わなければならない

い。

(書類の整備等)

第17条 貸付金受領者は、貸付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

3 第1項に規定する帳簿及び証拠書類は、電子データによる保存でも足りるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めのない事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

2 第4条第1項第1号の規定にかかわらず、平成20年12月1日以降に初めて貸付けの対象となった事業については、単独型短期貸付の対象としない。

3 第4条第1項第2号の規定にかかわらず、平成20年12月1日以降に初めて貸付けの対象となった事業については、長期貸付の対象とする。

別表 1 (第3条関係)

介護老人福祉施設等運営費貸付要綱第3条の貸付金の算出方法
次の表で算出する額を貸付限度額とする。

【第4条第1号に規定する単独型短期貸付の場合】

施設種別	貸付金算出式
介護老人福祉施設及び地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	入所定員×325,000×1.04×3ヵ月×0.9
短期入所生活介護及び介護予防短 期入所生活介護	月間利用人数×9,700×1.04×3ヵ月×0.9
通所介護及び介護予防通所介護	月間利用人数×6,600×1.06×3ヵ月×0.9
認知症対応型通所介護及び介護予 防認知症対応型通所介護	月間利用人数×8,300×1.06×3ヵ月×0.9
小規模多機能型居宅介護及び介護 予防小規模多機能型居宅介護	登録定員数×163,250円×1.06×3ヵ月×0.9
認知症対応型共同生活介護及び介 護予防認知症対応型共同生活介護	登録定員数×254,400円×1.06×3ヵ月×0.9

別表 2 (第3条関係)

【第4条第2号に規定する長期貸付及び同条第3号に規定する併用型短期貸付の場合】

施設種別	貸付金算出式
介護老人福祉施設及び地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	入所定員×325,000×1.04×3ヵ月×0.9×0.5
短期入所生活介護及び介護予防短期 入所生活介護	月間利用人数×9,700×1.04×3ヵ月×0.9×0.5
通所介護及び介護予防通所介護	月間利用人数×6,600×1.06×3ヵ月×0.9×0.5
認知症対応型通所介護及び介護予 防認知症対応型通所介護	月間利用人数×8,300×1.06×3ヵ月×0.9×0.5
小規模多機能型居宅介護及び介護 予防小規模多機能型居宅介護	登録定員数×163,250円×1.06×3ヵ月×0.9×0.5
認知症対応型共同生活介護及び介 護予防認知症対応型共同生活介護	登録定員数×254,400円×1.06×3ヵ月×0.9×0.5